

第4回伯耆町ガソリン等購入助成券配布事業（事業者支援）実施要綱

（目的）

第1条 この告示は、原油価格の高騰の影響を受けている運送事業者、介護サービス事業者及び障害福祉サービス事業者（以下「事業者」という。）を支援することで、町民の日常生活に必要な公共交通の運行や物資の輸送等の維持を図り、町民生活の安全安心の確保につなげることを目的とし、第4回ガソリン等購入助成券（以下「助成券」という。）の交付等について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）取引 助成券が対価の弁済手段として使用される物品の購入をいう。
- （2）取扱店 取引を行い、受け取った助成券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。
- （3）運送事業者 次のいずれかに該当する事業を営む法人又は個人事業主をいう。
ア タクシー事業（道路運送法（昭和26年法律第183号）に規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。）
イ トラック運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に規定する一般貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業をいう。）
- （4）介護サービス事業者 別表に掲げる介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護サービスを提供している事業所を運営する法人又は個人事業主をいう。
- （5）障害福祉サービス事業者 別表に掲げる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する障害福祉サービスを提供している事業所を運営する法人又は個人事業主をいう。

（交付対象者）

第3条 助成券の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、伯耆町内に事業所又は営業所を有する事業者で、次の各号の全てを満たすものとする。

- （1）令和5年1月1日時点で別表に掲げる事業又はサービス（以下「対象事業等」という。）に必要な許可等を有し、申請日時点において伯耆町内で事業等を継続していること。
- （2）交付申請後においても、事業等を継続する意思があること。
- （3）伯耆町の町税に滞納がないこと。

2 前項に該当する場合においても、町長が不相当と認める者は除くものとする。

（対象車両）

第4条 助成券の交付の対象とする車両（以下「対象車両」という。）は、交付対象者が営む事業等の用に供するため、所有又は自動車リース事業者とのリース契約に基づき借用している車両（二輪を除く。）であって、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 自動車検査証において使用の本拠の位置が伯耆町内である登録車両
- (2) 別表に掲げる対象事業等の区分に応じ、それぞれに定める車両

(助成券の額)

第5条 交付する助成券は、対象車両1台につき2万円分とし、1事業者当たり20万円分を上限とする。

- 2 助成券1枚当たりの券面記載の金額は1,000円とし、20枚を1組(冊)として交付する。

(交付申請)

第6条 助成券の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、町長が定める日までに、第4回伯耆町ガソリン等購入助成券(事業用)交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 第4回伯耆町ガソリン等購入助成券(事業用)交付対象車両確認書(以下「対象車両確認書」という。)
- (2) 対象事業等の営業に必要な許認可証(許可証、届出書、指定通知書等)の写し
- (3) 対象車両の車検証(自動車検査証)の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

- 2 助成券の申請は、1事業者1回限りとする。

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、助成券の交付を決定したときは、第4回伯耆町ガソリン等購入助成券(事業用)交付決定通知書(様式第2号)(以下「交付決定通知書」という。)により、申請者に通知するものとする。

- 2 前項の審査の結果、助成券の交付が不相当と認めるときは、理由を付して第4回伯耆町ガソリン等購入助成券(事業用)不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(助成券の交付)

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた者(以下「交付決定事業者」という。)

は、2週間以内に町が指定する場所へ交付決定通知書を持参し、助成券を受領するものとする。

- 2 前項の助成券の受領の際に、交付決定事業者は、第4回伯耆町ガソリン等購入助成券(事業用)受領書(様式第4号)を提出するものとする。

(助成券の使用範囲等)

第9条 助成券は、交付決定事業者と取扱店との取引においてのみ使用することができる。

- 2 助成券で購入できる物品は、ガソリン及び軽油とし、給油する車両は、対象車両確認書に記載された車両に限る。

- 3 取引に使用された助成券の券面金額の合計額が取引の対価を上回る場合は、助成券の利用者に対し、当該対価を上回る額に相当する金銭の支払いは行わないものとする。

(助成券の使用期間)

第 10 条 取扱店において助成券を使用することができる期間は、助成券を受け取った日から令和 5 年 11 月 30 日までの間とする。

2 交付決定事業者が助成券を受領した後に紛失及び盗難された助成券の効力は無効とする。また、再発行も認めない。

(交付決定の取消し)

第 11 条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成券の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成券の交付を受けたとき。

(2) 法令及びこの告示の規定に違反したとき。

(助成券の返還)

第 12 条 町長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に助成券を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を求めることができる。ただし、町長が特に認める場合はこの限りでない。

2 助成券が既に使用されている場合は、助成券の返還に変えて相当額を返還させることができる。

(報告及び検査)

第 13 条 町長は、助成券の交付事務の適正かつ円滑な実施を図るため、交付決定事業者に対し、必要な報告を求め、又は立入検査を行うことができるものとする。

2 交付決定者は、この助成券に関する書類を交付を受けた日の属する年度の翌年度 4 月 1 日から起算して 5 年間整備保管しなければならない。

(実績報告)

第 14 条 交付決定事業者は、助成券の使用完了後 20 日以内に第 4 回伯耆町ガソリン等購入助成券(事業用)使用実績報告書(様式第 5 号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の提出の際に、未使用の助成券がある場合は、当該助成券を添付しなければならない。

(取扱店の登録等)

第 15 条 取扱店の登録、取扱店の責務及び助成券の換金については、第 4 回伯耆町ガソリン等購入助成券配布事業(生活支援)実施要綱(令和 5 年伯耆町告示第 3 号)に定めるとおりとする。

(他の補助金等との重複の禁止)

第 16 条 対象事業等に関して、町の制度による他の補助又は補償を受けている場合は、本事業の対象外とする。

(その他)

第 17 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第11条、第12条及び第13条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

別表（第2条、第3条、第4条関係）

対象事業・サービス		対象車両
運送事業	タクシー・介護タクシー事業 （一般乗用旅客自動車運送事業）	事業用車両 （緑・黒ナンバーのみ）
	トラック運送事業 （一般貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業）	
介護サービス事業 （介護予防を含む。）	通所系 通所介護 通所リハビリテーション 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 短期入所生活介護 短期入所療養介護 小規模多機能型居宅介護 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） 介護予防・日常生活支援総合事業のうち、事業所指定を受けている「通所型サービス（第1号通所事業）」	対象サービスを提供するために、利用者の送迎又は利用者宅への訪問に使用している車両 （※）
	訪問系 訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援 介護予防・日常生活支援総合事業のうち、事業所指定を受けている「訪問型サービス（第1号訪問事業）」及び「介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）」	
障害福祉サービス事業	通所系 療養介護 生活介護 自立訓練（機能訓練、生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援（A型、B型） 就労定着支援 自立生活援助 児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 短期入所	
	訪問系 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援 相談支援（地域移行、地域定着、計画相談、障がい児相談）	

（※）同一車両を複数のサービスで使用している場合は、主たるサービスの車両として取り扱う。